

平成 27 年度 事業計画書



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針	1
II 事業体系図	2
III 重点目標	3
IV 実施計画		
< 1 > 法人運営	7
< 2 > 地域福祉推進事業	8
< 3 > 福祉サービス利用支援事業	14
< 4 > 在宅福祉サービス事業	15
< 5 > 施設管理 ・ その他	17

平成 27 年度 事業計画書

I 基本方針

最近の社会経済情勢は、景気も緩やかな回復基調にありますが、消費税引き上げや円安に伴う物価上昇などにより消費が低迷し、景気の先行きに不透明感が増しています。一方、消費税の再引き上げが先送りされたことから、社会保障の充実に関わる財源の不足も懸念されています。

また、地域では、高齢者世帯だけではなく社会的孤立世帯も増加し地域力の低下が言われています。さらに、生活保護受給者や非正規労働者など生活困窮世帯の問題も依然として深刻化しています。こうした中、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援制度が本格施行され、生活困窮者を支援する取り組みが始まります。

本会としては、こうした時代背景をしっかりと認識し、地域福祉活動計画並びに第 3 次強化・発展計画の 2 つの計画を基本として、事業活動の強化と経営健全化に向けて、今年度は以下の事業に取り組んでまいります。

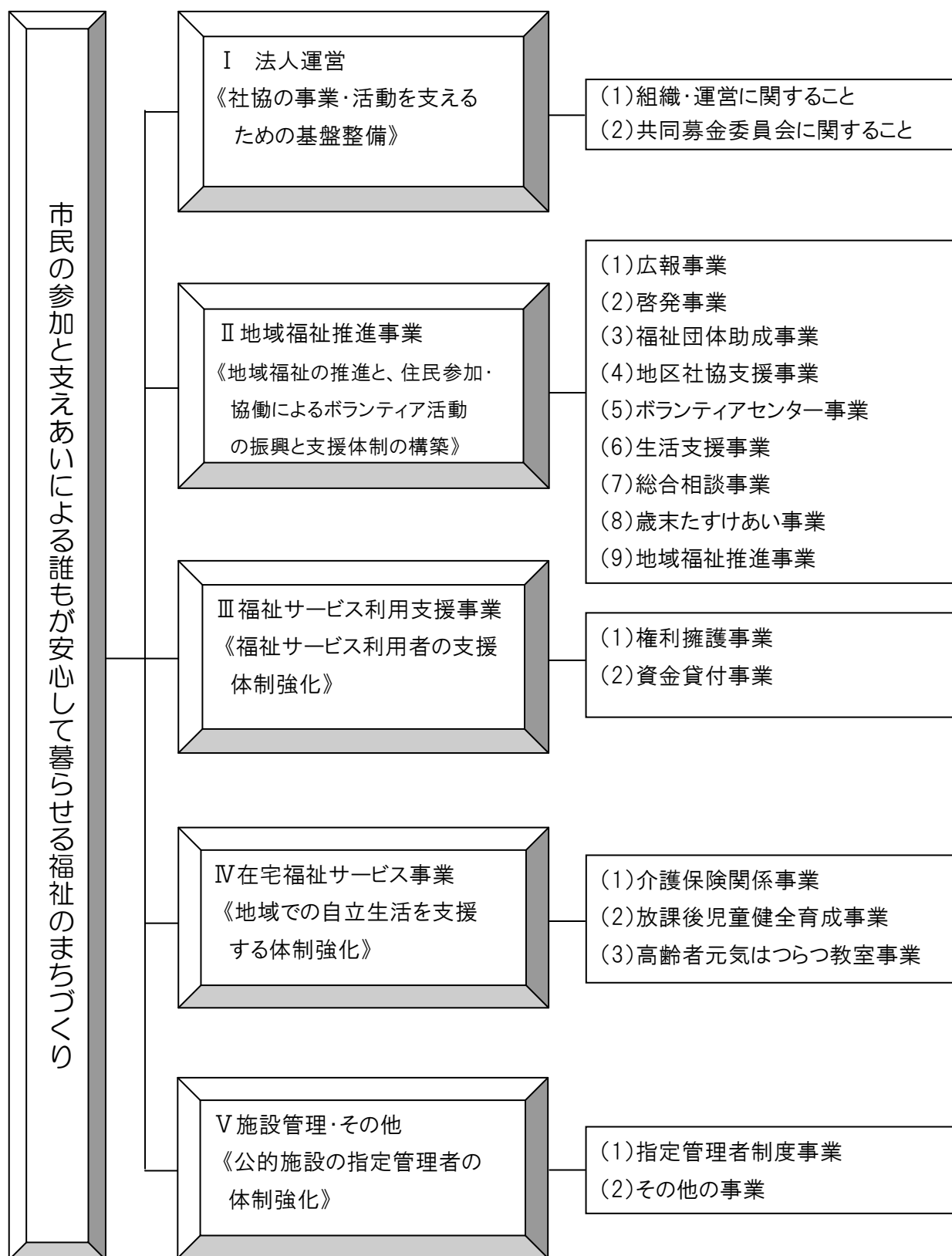
昨年度から調査研究を進めてまいりましたコミュニティソーシャルワーカーをモデル地区に配置し、既存の制度との狭間にある問題に対してきめ細かな支援をしてまいります。また、新たなボランティアの担い手を確保していくため、企業の社会貢献（CSR）活動促進セミナーやモデル事業の開催とともに、ボランティア活動者の増加に向けて、ボランティアセンター機能の強化を図ります。

また、多様化する福祉ニーズに対応できる人材を育成するため、職員研修の充実を図るほか、本会の事業活動を市民の皆さまに一層知っていただくよう、社協だよりやホームページ、SNS 等の活用により様々な世代への情報発信を強化してまいります。また、浜松市福祉交流センターをはじめとする各種施設では、より多くの皆さまに満足いただけるサービスの提供に努めます。

このほか、新会計基準の運用を開始し、事業活動状況の透明化を図るとともに、経営健全化に向けて会費等の増収や介護報酬の見直しが検討されている介護保険事業などの収益改善に取り組んでまいります。

こうした事業の実施に当たっては、職員一人ひとりが本会の使命と地域の福祉ニーズをしっかりと把握する中で、関係機関・団体の皆さまと連携し、効果的、効率的な事業運営に努めてまいります。

II 事業体系図



Ⅲ 重点目標

1 本部

(1) コミュニティソーシャルワーカーのモデル地区配置

既存の制度に当てはまらない問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と地域の中にある生活支援体制や地域住民の福祉推進の支援などを行う「地域支援」、支援を推進するための仕組みの構築を目指す「仕組みづくり」の三つの役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを、モデル地区（中区・北区）へ配置します。

(2) ボランティアセンター機能の強化

新たにボランティア活動をする人を増やすために啓発イベントの開催やボランティア登録制度、ボランティア相談の充実強化を図ります。また、新たな担い手の確保を図るため企業の社会貢献（CSR）活動促進のためセミナーやモデル事業を開催します。

(3) 広報啓発事業の充実

社協だよりやホームページなどの情報ツールや、SNS 等の活用により様々な世代が情報を得られるような仕組みを構築し、市民の皆さまに本会の事業内容を一層周知するとともに、地区社協やボランティア団体など多くの関係者の活動を紹介することで地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。

(4) 権利擁護事業の推進

判断能力の不十分な方々の意思を尊重し、地域で安心して自立した生活が送れるよう、日常生活の援助を行う権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見事業）を推進します。

(5) 職員研修の充実

新たな福祉課題に対応していくため、職員一人ひとりの能力開発と資質向上を目指し、研修を通じて、主体的で意欲的な人材育成と能力の開発を図り、組織内での相互理解の連携体制づくりを行います。

(6) 社会福祉法人新会計基準の導入

平成 27 年度より新会計基準の運用を開始し、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化を図り、これまで以上に経理事務の適正化及び法令遵守の徹底を図ります。

2 浜松地区センター

(1) 地区センターの基盤強化及び福祉関係機関・団体との連携推進

地域の様々な福祉課題を共有し解決への糸口を掴むため「関係機関連絡会」を実施し、専門職等とのネットワーク構築を進めます。

(2) 地区社協への活動支援と地域の実情を踏まえた地域福祉活動の推進

地域福祉活動の支援を強化するため地区社協との協働事業を推進します。

(3) 福祉教育の啓発及び充実と支えあうまちづくりの推進

地域の様々な活動や相談機能の啓発を充実し、地域の課題を早期に解決するための仕組みづくりを構築します。

3 西地区センター

(1) 地域住民どうしの支え合いネットワークづくりの推進

地域の子ども、高齢者、障がいのある方等への支援活動、孤立・孤独死、虐待防止のための見守り活動など、住民が主体となった住民同士の関係づくりを促進し、地域で支えるネットワークを推進します。

(2) 地域の困りごとを相談・解決できる生活支援体制の強化

地域の福祉課題に対して専門的に関わり、身近な地域での福祉相談窓口の設置を行うとともに、課題解決に向けて関係機関・団体等との協働による地域の社会資源を活用した支援体制の強化を図ります。

(3) 地域福祉を担う新たな人材の発掘と育成

地区社協との協働による小地域福祉活動の理解と関心を深める啓発の推進を図り、地区ごとの新しいボランティア活動者の発掘、多様なニーズに対応できる福祉人材を育成します。

4 北地区センター

(1) 関係団体や専門機関との連携強化及び相談体制の充実

福祉関係団体や地域包括支援センターなどの専門機関と連携し、生活課題・福祉課題を潜在化させないよう相談窓口間のネットワークを構築し相談機能の充実を図ります。

(2) 地区社協やサロン活動等、身近な福祉活動への支援

地区社協や自治会、民生委員・児童委員と協働し、地域の様々な生活課題・福祉課題に対して、ニーズに合った福祉活動が展開できるような取組支援を行います。

(3) 地域住民に対する福祉教育・ボランティア活動の推進と人材育成の強化

福祉やボランティアへの理解を深める目的で、中・高生対象の「チャレンジボランティア」や障がいのある方との「ふれあい交流会」を実施します。また、「地域の担い手養成研修」や「災害ボランティア支援」を開催し、地域活動の担い手を育成します。

5 浜北地区センター

(1) 地域福祉活動計画に基づく地区社協への活動支援の強化

地区社協活動の拠点となる「ボランティアコーナーの設置」や、「家事支援サービス事業」の実施などに向け、地区社協との連携・協働体制を充実させ、地区社協活動の推進を図ります。

(2) 地域の状況や特性に応じた福祉活動の推進

地区社協の推進委員等を対象に「地区社協はあとふる講座」を、新規事業として、「中・高・大学生のための福祉体験講座」を実施するなど、要支援者並びに福祉活動者への支援を行います。

(3) 福祉関係機関や各種団体との協働関係の構築

平成 28 年度からの「CSW の配置」や「課題解決のためのネットワークの構築」に向け、民生委員・児童委員をはじめ、行政や福祉団体・施設・NPO 法人等との連絡調整を密にし、連携強化を図ります。

6 天竜地区センター

(1) 住民による住民の見守り活動の支援

地区社協関係者を主体に自治会や民生委員・児童委員等と協働で、サロン等の身近な居場所づくりを行いながら、天竜区における見守りネットワーク（見守り隊活動）のあり方についてさらに検討をすすめます。また、家事支援サービス事業の未実施地区への事業取り組み支援を行います。

(2) 地域の人材発掘及び育成の支援

それぞれの地域で、福祉に関わりを持つ人を養成した上でキーパーソンとなる人材を発掘していきます。また、地域の生活課題・福祉課題を再確認する作業を通じて、自分たちで行わなければならない活動を発見できる人を育成する支援を行います。併せて先進地域の研究などを地域内で行いながらボランティア活動者養成事業の支援を行います。

(3) 地域福祉活動の情報発信と計画的な活動をするための支援

地域で行っている福祉活動を自ら発信することができるような支援を行います。また、生活課題・福祉課題の調査や、ニーズに合った福祉活動を計画的に行えるための支援を行います。

IV 実施計画

< 1 > 法人運営

1 組織運営に関すること

自主事業等の収益の悪化や行政からの補助金等の大幅な削減に対し、更なる経費の抑制に努めるほか収入の増加策を図り、法人経営の再構築に取り組みます。また、平成25年度に策定した本会の組織運営、人事、基盤強化に関する「強化・発展計画（H26～H30）」に基づき事業の実施をしていきます。また、職員研修の充実により職員の意識改革を図るとともに、新会計基準の導入をします。

《主な事業》

- ① 正副会長会議の開催（本部）
- ② 理事会、評議員会の開催（本部）
- ③ 民生委員児童委員協議会との連携（本部・全地区センター）
- ④ 事務事業評価委員会の開催（本部）
- ⑤ 自主財源の確保と特別・賛助会員の加入促進（本部・全地区センター）
- ⑥ 浜松市社会福祉協議会強化・発展計画(H26～H30)に基づく事業の実施(本部・地区センター)
- ⑦ 新会計基準の導入（本部）
- ⑧ 職員研修の充実（本部）

2 共同募金委員会に関すること

市民の皆さんから広く募金への協力をいただき、地域福祉活動を通じて要支援者への間接的な助成や、民生委員・児童委員の協力を得て、生活困窮者に対する援護金の助成を行います。また、募金の目的や用途などについて市民の皆さんに理解していただくよう啓発に努めます。

《主な事業》

- ① 浜松市共同募金運営委員会の開催（本部）
- ② 静岡県共同募金会事業への協力、参加（本部・全地区センター）
[災害による義援金の取り扱い等]
- ③ 各種募金運動や街頭募金の実施（本部・全地区センター）
[自治会、民生委員・児童委員などの協力を得て、浜松駅周辺などで実施]

< 2 > 地域福祉推進事業

1 広報事業

社協だよりやホームページの活用に加え SNS 等の活用により幅広い世代に対して、浜松市社協の事業や市民、関係団体の地域福祉活動を理解していただくよう取り組みます。また、ホームページの情報の迅速な更新や、わかりやすい情報発信に努めます。

《主な事業》

- ① 社協だよりの発行 [年 4 回] 6 月、9 月、12 月、3 月（本部・全地区センター）
- ② ホームページの円滑な運営と管理（本部）
- ③ ホームページの掲載記事の迅速な更新と情報発信（本部・全地区センター）

2 啓発事業

福祉に関する各種事業（イベント等）の開催などの啓発事業を実施するとともに、市内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催します。

《主な事業》

- ① 浜松市社会福祉大会の開催（本部）
- ② 静岡県健康福祉大会への参加（本部）
- ③ ふれあい広場等の開催と地域の催しへの参加（全地区センター・事務所）

3 福祉団体助成事業

ボランティア活動にかかる費用の助成を多くの団体に活用していただき、ボランティア活動の活性化を図ります。

《主な事業》

- ① 広域福祉団体助成事業（本部）
- ② ボランティア、福祉団体助成事業（本部・全地区センター）

4 地区社協支援事業

(1) 地区社協人材育成事業

新たに地区社協に関わりを持つ方を対象に講座等を開催することで、地区社協や地域福祉に関しての理解を促進し、新たな人材が地区社協活動に定着をしていけるよう支援をします。

《主な事業》

地区社協人材育成事業(各種講座、研修会等)の開催 (本部・全地区センター)

(2) 区地区社協連絡会等支援事業

区地区社協連絡会等の運営・活動支援を担うことで、各地区社協間の連携強化を図ります。

《主な事業》

区地区社協連絡会研修会の開催(本部・全地区センター)

(3) 地区社協等助成事業

地区社協の活動を支援するために、市社協の普通会費や共同募金を財源として、各種の助成を実施します。平成 27 年度は補助金制度の改正を行い、多くの活動が身近な地域で実施されるよう支援します。

《助成内容》

運営費助成、事業費補助金

(4) 地域たすけあい支援事業

地域におけるたすけあい活動を促進するため、地区社協で実施している「家事支援サービス事業」に関して、人材養成や活動者のスキルアップを目的とした講座等を開催し、活動しやすい環境づくりを支援します。

《主な事業》

- ① 協力員養成講座の開催(本部・地区センター)
- ② コーディネーター養成研修会の開催 (本部・地区センター)
- ③ 協力員フォローアップ講座の開催(本部・地区センター)

(5) 地域福祉推進整備事業

地区社協未設立地区に対して、住民の方々の理解の促進や地区内での福祉ニーズの把握など継続的な取り組みを行い、新たに設立できるよう支援します。

《主な事業》

地区内地域住民に対する説明会の開催等(本部・浜松・北地区センター)

(6) 地域福祉推進事業（市受託事業）

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を二つのモデル地区に配置し、個別支援、地域支援、仕組みづくりを一体的に推進します。

《主な事業》

⑧コミュニティソーシャルワーカーのモデル地区配置(本部、地区センター)

5 ボランティアセンター事業

(1) ボランティアセンター運営事業

本部と地区センターの連携を図り、地域のボランティアの状況把握（登録や育成、需要調整等）を行うとともに、ボランティア啓発事業を開催し、新たなボランティア活動者の増加に努めます。また、企業の社会貢献（CSR）活動促進のためセミナーやモデル事業を開催します。

《主な事業》

- ① 浜松市ボランティアセンターの運営（本部）
- ② ボランティア保険加入受付（全地区センター）
- ③ ボランティア相談、登録、調整業務の実施（全地区センター）
- ④ ボランティア啓発事業の開催
- ⑤ 地域福祉型 CSR 活動企業セミナーの開催(本部)
- ⑥ ⑧CSR 活動モデル事業の実施(本部)

(2) 災害ボランティア支援事業

災害時のボランティア本部・区ボランティアセンターの運営体制の整備及び関係団体・機関等の協力支援体制の確立に向けて、災害ボランティアとの連携を図ります。

《主な事業》

- ① ㊦災害時におけるボランティア体制のあり方や災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し(本部)
- ② 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催(本部)
- ③ 災害ボランティア研修会等の開催(本部・全地区センター)
- ④ 災害支援に関するネットワークの構築(本部)
- ⑤ 大規模災害を想定した災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の実施(本部・全地区センター)
- ⑥ 三遠南信災害ボランティア交流学习会への参加等広域連携の強化 (開催地:豊川市)

(3) ふれあい交流会等開催事業

障がいのある方との交流を中心に地域特性を活かした事業を企画し、福祉への理解を深め、思いやりの心を醸成することを目的とした事業を実施します。

《主な事業》

ふれあい交流事業の実施 (全地区センター)

(4) ボランティア・福祉教育事業

ボランティアの養成やスキルアップのための各種セミナーを開催します。また、学校との連携を強化するとともに出前講座等を積極的に実施し、福祉教育の推進を図ります。

《主な事業》

- ① 入門、スキルアップ等の講座、セミナーの開催 (全地区センター)
- ② 出前講座の実施や福祉体験用具等の貸し出し (全地区センター・事務所)

(5) ささえあいポイント事業（市受託事業）

主に 65 歳以上の高齢者を対象に登録研修会や活動の調整を行い、浜松市ささえあいポイント事業の拡充を図ります。

《主な事業》

- ① 登録研修会の開催(本部・全地区センター)
- ② ボランティア活動に関する相談受付・マッチング(本部・全地区センター)
- ③ ㊦ボランティア活動者の交流会の実施(本部)

6 生活支援事業

(1) 給食・配食サービス事業

三ヶ日地区で、食事の支度が困難な一人暮らし高齢者等に対し、ボランティアや地域の飲食店の協力による給食サービスを実施します。（北地区センター 三ヶ日事務所）

(2) 当事者交流等開催事業

水窪・佐久間・龍山地区に在住の外出する機会が少ない障がいのある方及び支援者たちを対象に、外出のきっかけづくりと交流の場づくりを行い、福祉への理解を深めることを目的として事業を実施します。(天竜地区センター 水窪事務所)

(3) 生活支援促進事業

地域社会の生活課題について、地域の中で解決できる仕組みづくりを推進し、生活支援活動に地域住民が参加できる環境を整備します。

《主な事業》

- ① ㊦生活支援サービス推進セミナーの開催(本部)
- ② ㊦ネットワーク会議の開催(本部)

(4) 生活困窮者支援事業

本格施行となる生活困窮者自立支援法へ対応するため、関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サービス及びコミュニティソーシャルワーカーとも組み合わせながら相談支援に関する取り組みを強化します。

(5) 給食サービス地域福祉推進事業（市受託事業）

中山間地域で買い物等が困難な高齢者に対し、食生活の向上を図るとともに安否確認をする配食サービス事業を行います。（天竜地区センター 龍山事務所）

7 総合相談事業

(1) 法律相談事業（浜松・浜北・天竜地区センター）

月1～2回、弁護士による法律相談を行います。

(2) ボランティア相談

ボランティアに関する様々な相談を各地区センター及び事務所にて行い、ボランティア活動をしやすい環境づくりに努めます。

(3) 福祉なんでも相談

地域住民が抱えている様々な問題について、各地区センター及び事務所にて相談に応じます。

8 歳末たすけあい事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの助成金を財源として、生活困窮世帯への支援や各種団体等の活動を支援するために事業費の助成を行います。また、助成金の目的や効果について理解をいただくよう啓発・報告に努めます。

《主な事業》

- ① 生活困窮世帯への援護金の贈呈（本部・全地区センター）
- ② 地区社協歳末福祉事業への助成金の交付（本部・全地区センター）
- ③ NPO 協働事業の実施（本部）

9 地域福祉推進事業

平成25年度に策定した第3次地域福祉活動計画を基盤として、地域住民が相互に支えあう地域社会の実現を目指します。

《主な事業》

- ① 地域福祉活動拠点の整備（本部・全地区センター）
- ② 地域運営委員会の開催（全地区センター）
- ③ 「はままつあんしんネットワーク」への協力（本部・全地区センター）

＜ 3 ＞ 福祉サービス利用支援事業

1 権利擁護事業

(1) 日常生活自立支援事業（市補助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行います。（本部・全地区センター）

(2) 成年後見事業（法人後見）

静岡家庭裁判所の選任を受け、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方（市長申立者に限る）に対し、本会が成年後見人、保佐人又は補助人となって、本人の判断能力を補い、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。（本部・全地区センター）

2 資金貸付事業

(1) 暮らしの資金貸付事業

低所得世帯が、緊急一時的に必要とする資金や生活保護費初回受給までのつなぎ資金として、5万円を上限に貸付を行います。（本部・全地区センター）

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯等の生活向上や自立更生のために、資金貸付の相談、申請受付・進達および償還指導の業務を行います。申請件数は減少傾向にありますが、平成27年度においては、借受世帯の把握をし、自立の援助に力を注ぎます。（本部・全地区センター）

＜ 4 ＞ 在宅福祉サービス事業

1 介護保険関係事業

(1) 介護保険事業

介護保険法に基づき、各種の介護保険サービス等の事業を実施します。

《主な事業》

- ① 居宅介護支援事業（細江、三ヶ日、天竜、春野）
- ② 訪問介護事業（細江、天竜）
- ③ 訪問入浴介護事業（天竜）
- ④ 通所介護事業「デイサービス」（三ヶ日）
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業（浜北、天竜）

(2) 障害者総合支援事業

障害者総合支援法に基づき、各種の障害福祉サービス事業を実施します。

《主な事業》

- ① 居宅介護事業（細江、天竜）
- ② 視覚障害者の同行援護事業（細江、天竜）
- ③ 移動支援事業（細江・市受託事業、天竜・市受託事業）
- ④ 浜北障害者生活介護施設 光の園（浜北・指定管理事業）

2 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

保護者が就労等で日中家庭に居ない児童に対して、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るための事業を、北地区センターにて実施します。

《実施場所》

放課後児童クラブの運営（北地区センター）

気賀、中川、西気賀、伊目、井伊谷、金指、三ヶ日東、三ヶ日西の 8ヶ所

3 高齢者元気はつらつ教室事業（市受託事業）

65歳以上の高齢者で虚弱などの理由により家に閉じこもりがちな人を対象に、引きこもりの防止や生きがいづくりの場を提供して介護予防を図り、在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援します。また、事業についての広報啓発活動を充実させ、利用者の増員確保に努めます。

《実施場所》

- 竜西荘（東区）
- 湖東荘、湖南荘、舞阪シニアプラザ陽だまり、雄踏老人福祉会館さつき荘（西区）
- 江之島荘、可美荘、青龍荘（南区）
- 萩原荘、細江介護予防センター、引佐健康文化センター、三ヶ日総合福祉センター（北区）
- 浜北生きがいデイサービスセンター（浜北区）
- 天竜保健福祉センター、阿多古すこやかホーム、竜川ふれあいセンター、春野福祉センター、水窪高齢者交流センター（天竜区）

＜ 5 ＞ 施設管理・その他

1 指定管理者制度事業

(1) 老人福祉センター

60歳以上の人々が、教養を高めたり健康増進や生きがいのある生活の維持向上を図ることを目的に、生活相談、講座、レクリエーションなどの各種サービスの実施と施設の管理運営を行います。

《指定管理施設》

- いたや（中区）
- 竜西荘（東区）
- 湖東荘、湖南荘（西区）
- 江之島荘、可美荘、青龍荘（南区）
- 萩原荘（北区）

(2) その他の施設

施設管理を中心として、市民の生きがいづくり活動やボランティア活動等の推進事業を実施します。また、利用者の利便性を高めるようサービスの向上に努めます。

《指定管理施設》

- 福祉交流センター（中区）
- 舞阪シニアプラザ陽だまり（西区）
- 細江介護予防センター、三ヶ日総合福祉センター、三ヶ日児童館（北区）
- 春野福祉センター、佐久間ヘルストピアセンター（天竜区）

2 福祉人材バンク（市受託事業）

福祉の分野で働きたい人と人材を求める人とを結びつける無料の職業紹介事業を行うとともに、福祉人材確保に関する啓発・広報事業として、福祉職場説明会や相談会、地域福祉人材育成の講座等を実施します。

3 生きがいと創造の事業（市受託事業）

高齢者の生きがい活動を推進し、いつまでも地域の中で元気に暮らしていけるよう各種講座を開催します。また、2～3年後には自主活動グループとして組織化できるよう支援を行います。（天竜地区センター）